

# 予防事業グループ

中標津町から委託を受け、要介護状態となることを予防し、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、個々の状態にあわせた支援を行うことを目的とした通所型介護予防事業を行っています。

## 中標津町通所型介護予防事業

### ☆事業内容

- ①月曜日～木曜日 一般高齢者  
生きがいづくりを目的として、1日コース（10：00～15：00）で転倒予防運動、創作活動、レクリエーション活動などを実施し、入浴や昼食の提供、定期的に体力測定を行っています。
- ②金曜日 ノー！介護高齢者  
6ヶ月と期間を決めて、運動器の機能向上、閉じこもり予防を目的とした運動プログラムを実施（午前コース10：00～11：30、午後コース13：30～15：00）しています。

### ☆対象者

中標津町に住んでいる満65歳以上の在宅の方で次の項目いずれかに該当する方となります。ただし、入院治療を要する病態または感染性疾患等を有する方は対象となりません。

- ①地域包括支援センターの高齢者把握事業により事業の利用が適当と認められた高齢者
- ②基本チェックリストをもとに該当する一般高齢者

### ☆利用に関するお問い合わせ

中標津町地域包括支援センター（中標津町役場）  
電話 0153-73-3111



## 中標津町社協のご案内

地域と協働する

福祉で住みやすいまちをめざして



社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会

〒086-1110 中標津町西10条南9丁目1-4

中標津町総合福祉センター プラット

Tel : 0153-79-1231 Fax : 0153-79-1233

URL : <http://www.nakashibetsu.jp/shakyoHP/index.htm>

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会

## 社会福祉協議会の歴史

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。1951年（昭和26年）に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づき、設置されています。

社会福祉法では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない（第4条）」と規定され、その地域福祉の推進を図ることを目的とする団体（第109条）として社会福祉協議会が位置づけられています。

中標津町社会福祉協議会は、設立認可を昭和42年6月3日に受け、法人設立登記を同じく昭和42年8月5日に行い、今日まで地域住民や民生委員児童委員、福祉関係団体、福祉施設など地域の様々な方々の参加と協力を得ながら活動を続けています。

## 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で地域に暮らす皆様の他、民生委員児童委員、社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加と協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

その例としては、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

## 社協って...? Q&A



Q. 社協は他の市や町にもあるの？

A. 社協はどの市区町村にも必ず一つずつありますが、それぞれが独立した組織になります。

Q. 社協って役場なの？

A. 違います。社協は非営利の民間組織（社会福祉法人）です。

Q. 社協ってどこにあるの？

A. 中標津町社協は町立病院の横に建っている総合福祉センター（プラット）の中に事務所があります。

Q. 社協と社教の違いは？

A. 社協＝社会福祉協議会の略称、社教＝社会教育の略称となっています。声に出してしまうと発音も同じなので、間違えやすいですね。

## 訪問入浴介護事業（介護保険法）

要介護認定で要介護1～5に認定された方

## 介護予防訪問入浴介護事業（介護保険法）

要介護認定で要支援1～2に認定された方

## 中標津町障害者地域生活支援事業

中標津町の訪問入浴サービス事業利用申請の決定を受けられた方



### 【 サービス内容 】

寝たきりの方や障がいを持つ方でも自宅でリラックスして入浴できる訪問入浴サービスです。入浴設備を備えた訪問入浴車で自宅を訪問します。浴槽をお部屋に持ち込み、寝たままの姿勢で入浴していただくことができます。訪問にあたっては、看護職員と介護職員（計3名以上）が伺います。

サービスの提供のながれは、以下のとおりです。

☆入浴車到着⇒看護師による健康状態確認⇒浴槽等の搬入⇒入浴⇒入浴後の健康状態確認（血圧等）⇒退室

☆訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、中標津町障害者地域生活支援事業のサービス内容は共通です。

## ループ

おける要  
定された  
爰法など  
なられた  
て自立し  
う中標津  
とスセン  
ビスの提

## 居宅介護支援事業（介護保険法）

要介護認定で要介護1～5、要支援認定で要支援1～2に認定されたご本人及びご家族の依頼によって、ご本人の心身の状態、家庭環境等に応じた、ご本人・ご家族が可能な限り在宅介護を続けられるよう介護保険等の様々なサービスを活用した介護計画の作成をいたします。

### 【 サービス内容 】

☆介護が必要になった方、その家族・介護者の相談に応じます。

☆要介護認定申請の代行をします。

☆介護計画（ケアプラン）の作成をします。

☆介護度に応じた限度額をもとにサービス利用内容と利用額を管理します。



## 訪問介護事業(介護保険法)

要介護認定で要介護度1～5に認定された方でご本人の心身の状態及び家庭での生活状況に応じて、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や調理・洗濯などの家事援助を行います。

## 介護予防訪問介護事業(介護保険法)

要介護認定で要支援1～2に認定された方で要介護状態になることを予防し自立した日常生活を営む事が出来るように、支援を行います。

## 居宅介護事業(障害者自立支援法)

中標津町の障がい程度区分の認定を受け、介護給付費の支給決定を受けた身体障がい者、精神障がい者の心身の状態及び家庭での生活状況に応じて行います。

## 重度訪問介護事業(障害者自立支援法)

中標津町の重度訪問介護は障がい程度区分の認定を受け、介護給付費の支給決定を受けた重度障がい者に、身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて入浴、排泄、および食事等の介護、調理、洗濯などの支援を行います。

## 同行援護事業(障害者自立支援法)

中標津町の障がい程度区分の認定を受け、介護給付費の支給決定を受けた視覚障がい者に、外出時において同行し移動に必要な支援を行います。

## 【 サービス内容 】

### ◆ 生活援助 ◆

室内の掃除  
買い物  
調理  
洗濯  
寝具の交換



### ◆ 身体介護 ◆

食事の介助  
入浴の介助  
清拭の介助  
排泄の介助  
着替えの介助  
外出の介助

☆ご本人及びご家族の依頼により、ご本人の心身の状態及び家庭での生活状況に応じて、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や調理・洗濯などの家事援助を行います。



## 介護事業グ

介護保険制度に  
支援、要介護と認  
方や障害者自立支  
各種制度の対象と  
方が自宅で安心し  
た生活を送れるよ  
町社協ケアサービ  
ターとして、サー  
供を行っています。

## 社協の財源

社協が活動するための財源（一般会計）としては、毎年地域住民の皆様にご協力いただいている「会員会費」「共同募金助成金」「寄付金」「中標津町からの補助金、委託料」で賄われており、特に会員会費や共同募金助成金、寄付金は社協が行う地域福祉に関する事業の財源として活用されています。

また、介護保険事業については、介護保険制度における介護報酬の他、各種制度の公的財源によって運営を行っています。

## 会員会費制について

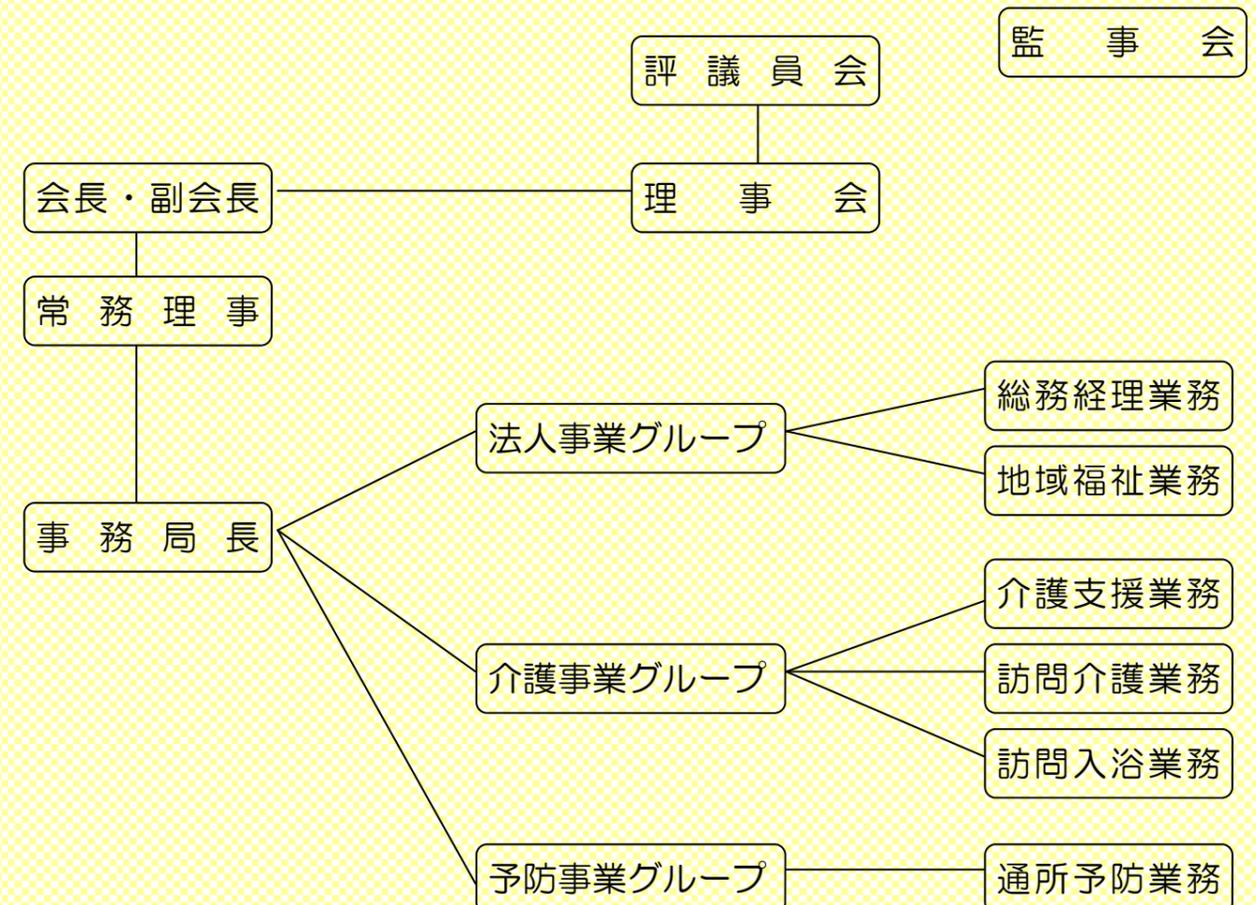
社協は住民が主体となり、参加、協力を得て地域の福祉ニーズに対応し、住民の福祉を増進することを目的としています。

中標津町に住んでいる地域住民一人ひとりに会費のご協力をいただくことで、社協は地域福祉に関する事業を行うことができます。これからも会員会費制へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 会員区分について

- 1号会員 一世帯（1口金額500円）
- 2号会員 社会福祉関係者（1口金額500円／2口以上）  
福祉関係団体（1口金額500円／6口以上）
- 3号会員 中標津町に所在し、本会の趣旨に賛同する企業並びに組織、団体等  
（1口金額5,000円／2口以上）

## 中標津町社協の組織体制



## 調査広報事業

- ☆社協だよりの発行 福祉や社協の情報を年4回、地域住民にお届けしています。
- ☆ホームページの作成 (URL: <http://www.nakashibetsu.jp/shakyo/index.htm>)
- ☆中標津町社会福祉大会の開催  
福祉への関心を持っていただくために、福祉に関する講演や映画上映を行っています。
- ☆中標津町社会福祉協議会会長顕彰の実施  
社会福祉に功績のあった方々に感謝の意を表します。

## 地域福祉活動事業

- ☆小地域福祉活動推進事業  
町内会福祉活動の活発化のために事業企画のお手伝いや助成を行っています。
- ☆小地域福祉活動連絡会議  
福祉活動のヒントとなる情報の提供や交換を行う場を作っています。
- ☆地域ネットワーク活動研究集会  
身近な地域での福祉課題について考え、参加者自ら解決方法を探ります。
- ☆地域介護力向上研修会  
地域住民や介護従事者のために介護に関する研修会を開催しています。
- ☆住民参加型サロン (ふれあい・いきいきサロン) の提唱と支援  
「歩いて行ける距離で気軽に集まれる場所を作る」お手伝いをしています。



## 相談援護事業

- ☆福祉総合相談窓口 (心配ごと相談) 事業  
日々の生活や福祉に関わる相談を受け付け、相談内容によって適切な助言や他機関への紹介を行っています。  
受付時間 平日9:00~17:15  
電話0153-79-1231 (地域福祉業務担当)
- ☆各種資金貸付制度の実施  
北海道社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の相談窓口、中標津町社会福祉協議会が実施する福祉資金の貸付に係る相談および支援を行っています。

## 在宅福祉事業

- ☆見舞金の交付  
災害により被害を受けた住民の方へ被害の程度に応じて見舞金を贈っています。
- ☆住民参加型在宅福祉サービス (仮称) の実施検討  
公的制度外の要望に応えるため、地域住民がお互いに支え合う仕組みづくりを検討しています。
- ☆福祉用具、備品の貸出  
福祉用具は公的制度利用が難しい方へ、備品は非営利団体・学校・町内会へ貸出を行っています。

## 団体事務局への対応

下記3団体の事務局として団体事業を適切に実行できるよう努めています。

- ☆中標津町共同募金委員会
- ☆中標津町老人クラブ連合会
- ☆中標津町遺族会

## ボランティアセンター運営事業

- ☆ボランティア活動の情報提供と調整  
ボランティア希望者と活動者の橋渡し役として相談を受けています。
- ☆ボランティア講座の開催  
「興味を持ってもらう」「活動に役立ててもらおう」「人と人の関係作り」のためにボランティア講座を開催しています。
- ☆出前講座への対応  
企業、各団体などの希望に沿ってボランティアや福祉に関係した出前講座を行っています。

## 法人事業グループ

地域福祉を推進する中核的な組織として、町内会組織、民生委員児童委員との協調協働により、その基盤となる地域社会の再構築、公的サービスと住民視点でのサービスに向けて事業を展開しています。



《あずまにここサロン》



《ちょっと体験ボランティア講座》

## 成年後見・権利擁護事業

中標津町社協成年後見・権利擁護センターを設置し社会福祉法人として成年後見人を受任することで、財産管理や身上監護といった支援を行い、本人の権利や財産を護ります。

## 地域福祉活動助成事業

- ☆一般公募による助成事業  
町内において福祉活動を実践している団体の事業に対し、一般公募で助成を行っています。
- ☆ボランティア活動指定校助成事業  
北海道社会福祉協議会指定校事業終了後の学校のボランティア活動に対して助成を行っています。

## 中標津町総合福祉センター (フラット) の管理運営

中標津町より指定管理者の管理運営を受託しています。  
開館時間 9:00~22:00 (毎月第1月曜日休館日) 電話 0153-79-8666

- ☆会場使用 (有料、減免制度あり)  
会議室、三世帯交流室、和室研修室を使用することができます。希望する団体は平日 (9:00~17:15) に窓口で使用料納入と使用申込を完了し、使用前日までに使用許可を受けてください。
- ☆健康増進室 (有料、障害手帳等をお持ちの方は免除)  
ランニングマシン3台、自転車サイクル3台、他9台、シャワー室完備  
毎週火・木・土曜日 (10:00~12:00) は指導員在室。  
利用料金 高校生・65歳以上200円、一般300円、中学生無料 (保護者同伴)



《健康増進室》